

社会福祉法人 恵雄会 特別養護老人ホーム こころの丘 運営規程

第1章 施設の目的及び運営方針

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵雄会が開設する 特別養護老人ホーム こころの丘 (以下、「ホーム」という) の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念と介護保険法に基づき、又、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」の遵守を通じて、利用者の生活の安定及び生活の充実並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 ホームは、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(以下、「ユニット」という。)ごとにおいて施設サービス計画に基づき、利用者の居宅における生活への復帰を念頭におき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築きながら自律的な日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。

2 ホーム(以下、「施設」という。)は、地域や家庭との結びつきを重視しながら関係する市区町村や介護保険サービス提供者等と密接な連携を図るものとする。

第2章 施設の名称等

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次に掲げるところによる。

名 称	特別養護老人ホーム こころの丘
所在地	岐阜県恵那市岩村町矢坪2453-123

第3章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員)

第4条 施設は、介護保険法に基づく「指定介護老人福祉施設の人員に関する基準」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等に示された所定の職員を満たした上で、下記のように配置するものとする。ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

- | | |
|-------------|--------------------|
| (1) 施設長 | 1名 |
| (2) 医師 | 2名(非常勤) |
| (3) 介護支援専門員 | 常勤1以上 |
| (4) 生活相談員 | 常勤1以上 |
| (5) 介護職員 | 常勤換算27以上 |
| (6) 看護職員 | 常勤換算3以上(うち1名以上は常勤) |
| (7) 管理栄養士 | 1以上 |

- (8) 事務員 1以上(基準外)
- (9) 介護補助員 1以上(基準外)
- (10) 機能訓練指導員 1以上

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職 務)

第5条 職員は、施設の設置目的を達成するため必要な職務を行う。

- (1) 施設長は、施設の業務を統括すると共に、福祉は介護のみでは完結しないことを踏まえて、老人福祉法の理念と社会福祉法人としての役割を職員に伝え指導する。
施設長に事故があるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
- (2) 医師は、利用者及び職員の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
- (3) 介護支援専門員は、居宅生活への復帰を念頭に置きながら【施設サービス計画書】を作成、実施状況を把握、必要があれば計画を変更して利用者の満足度を確保する。
- (4) 生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の企画及び実施に関することに従事する。又、常に介護支援専門員との連携を図りサービス計画につなげる。
- (5) 介護職員は、利用者の日常生活の介護、援助に従事する。
- (6) 看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。看護責任者は、医師の指示を受け、看取り介護に係る体制整備を図る。
- (7) 管理栄養士(又は栄養士)は、献立作成、栄養ケアマネジメント、経口摂取への移行、療養食の提供、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事する。
- (8) 機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (9) 事務員は、庶務及び会計業務に従事する。

2 職員は、ボランティア等のインフォーマルサービス提供者との連携も常に考慮しなければならない。

3 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員を、夜間及び深夜については2ユニットごとに常時1人以上の介護職員等を介護に従事させるものとする。また、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置することとする。

第4章 利用定員

(定 員)

第6条 ホームの入所定員は、80名とする。

第5章 利用者に対するサービス内容及び利用料その他の費用額

(施設サービス計画の作成と開示)

第7条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

3 計画担当介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の職員と協議の上、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。

4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、利用者に対して説明し、同意を得なくてはならない。

5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

6 第2項から第4項までの規定は、前項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

(サービスの提供)

第8条 施設は、サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して、施設サービス計画書に基づき処遇上必要な事項について、理解しやすいように面談の上、説明を行わなければならない。また、施設サービス計画書を基本としてサービスを提供するものとする。

(サービス提供の記録と連携)

第9条 施設は、施設サービス計画書に則って行ったサービス提供の状況やその折の利用者の反応及び家族の状態を必ず記録し、必要部署と連携をするものとする。

2 施設は、上記のサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(居室及びユニット)

第10条 ホームが提供するひとつの居室は原則個室とし、施設が提供する居室は重要事項説明書に記載するとおりとする。その際、選択する階及び居室は、利用者の希望及び居室の空室状況等により、施設側が利用者に対して居室の状況、利用料等を文書により説明し合意を得るものとする。

2 ユニット数は、8とする。

3 居室は、いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して設けられている。

4 1ユニットの定員は、おおむね10人とする。

(共同生活室)

第11条 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、ユニットの利用者が交流し、共同生活を営めるよう必要な設備・構造となっている。

2 利用者が、心身の状況に応じて家事を行うことができるよう共同生活室に簡易な調理設備が設置されている。

(入浴)

第12条 1週間に2回以上、入浴または清拭を行う。ただし、利用者に傷病があったり伝染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴が適当でない判断する場合には、これを行わないことができる。

(排泄)

第13条 利用者の心身の状況に応じて、また個人のプライバシーを尊重のうえ、適切な方法により、又は排泄の自立について、必要な援助を行うものとする。

2 おむつを使用しなければならない利用者のおむつを適宜取り替えるものとする。

(離床・着替え・整容等)

第14条 離床、着替え、整容等の介護を適宜行うものとする。

(食事の提供)

第15条 食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとする。

2 食事の時間は、次の通りとする。

(1) 朝食 午前7時30分～

(2) 昼食 午前11時30分～

(3) 夕食 午後5時30分～

3 あらかじめ連絡があった場合は、衛生上又は管理上許容可能な一定時間(2時間以内)、食事の取り置きをすることができる。

4 最低1日前に、予め欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。

5 施設が提供する食事以外で利用者が個別に希望される刺身等のメニューを、特別な料金で提供するものとする。

6 特別な食事として、通常の食事にかかる費用を超えるような高価な材料を使用し特別な調理を行う選択食を希望者に提供する。また、年間を通じて、季節感あふれる元旦の御節料理、花見の松花堂弁当、敬老祭の松花堂弁当及び季節鍋料理を、契約書別紙に定める料金で提供するものとする。

(送迎)

第 16 条 利用者の入所及び退所時には、利用者の希望、状態により自宅まで送迎を行う。
2 送迎を行う通常の実施地域は、原則として恵那市、中津川市とする。

(相談、援助)

第 17 条 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(機能訓練)

第 18 条 利用者の心身の状況等に応じて、利用者との合意に基づき日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うことができる。

(社会生活上の適宜の供与等)

第 19 条 趣味、教養、娯楽設備等を整え、利用者が自ら希望・選択する自律的な生活を送れるよう支援するものとする。

2 利用者が日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者が行うことが困難である場合は、申し出及び同意に基づき、ホームが代わって行うことができる。

3 利用者の希望により、要介護認定の更新や、再認定の代行業務を行う。

(介護)

第 20 条 上記の他に離床、洗面、移乗、移動、外出、更衣、就寝等の介護を、個々の利用者の状態に合わせ、【施設サービス計画書】にそって提供するものとする。

(リネン交換)

第 21 条 毎週一回午前中に、居室のリネン交換を行うこととする。その他、汚れた時に随時交換を行う。また、利用者のご希望や身体の状態に合わせて、医務室やリハビリとの連携の上、適切なベッドマットへの交換を、リネン交換日に合わせて行うこととする。

(理美容室サービス)

第 22 条 理美容師の来所日に、利用者のご希望に合わせて提供することとする。

(健康保持)

第 23 条 医師又は看護職員は、常に利用者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとする。

(入院期間中の対応)

第 24 条 利用者に入院の必要が生じた場合であって、医師の診断により明らかに 1 か月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後 1 か月しても医師の診断により退院できないことが明らかになった場合は、利用者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入居することができるように、利用者又は家族と協議して定めるものとする。

(緊急時の対応)

第 25 条 身体 の 状況 の 急激 な 変化 等 で 緊急 に 職員 の 対応 を 必要 と する 状態 に な っ た 時 は、
昼 夜 を 問 わ ず 2 4 時 間 い つ で も ナース コール 等 で 職員 の 対応 を 求 め る こ と が で き る。

2 職員 は ナース コール 等 で 利用 者 から 緊急 の 対応 要 請 が あ っ た 時 は、速 や か に 適 切 な 対応 を 行 う も の と する。

3 利用 者 が、予 め 緊急 連絡 先 を 契約 時 に 届 け て い る 場 合 は、医 療 機 関 へ の 連絡 と 共 に、
そ の 緊急 連絡 先 へ も 速 や か に 連絡 を 行 い、救 急 車 対応 を 行 う も の と する。

(利用料)

第 26 条 ホーム の 利用 料 の 額 は、介 護 保 険 法 に 基 づ く 厚 生 労 働 大 臣 が 定 め る 基 準 に よ る も
の と し、施 設 サービス に か か る 費 用 と し て【重 要 事 項 説 明 書】記 載 の 介 護 保 険 の 1 割、2
割 又 は 3 割 の 額 と 居 室 及 び 食 事 代、利用 者 の 選 択 に よ り か か る サービス の 利用 料 の 合 計 額
と する。な お、費 用 の 額 の 変 更 に 関 し て は、介 護 保 険 法 に 基 づ く 厚 生 労 働 大 臣 が 定 め る 基
準 に 基 づ く も の と する。

2 理 美 容 代 及 び 本 人 負 担 が 適 当 と 認 め ら れ る 日 常 生 活 費 の 額 を【別 紙】記 載 の 利用 料 と
す る。

3 利用 者 の 選 定 に 基 づ く 特 別 な 室 料 を【別 紙】記 載 の 料 金 と する。

4 特 例 施 設 介 護 サービス 費、特 例 居 宅 介 護 サービス 費、特 定 入 所 者 介 護 サービス 費、特
定 入 所 者 支 援 サービス 費、特 例 特 定 入 所 者 支 援 サービス 費、特 例 特 定 居 宅 支 援 サービス 費、
高 額 介 護 サービス 費 及 び 高 額 居 宅 支 援 サービス 費 を 受 給 す る 場 合 や 生 活 保 護 を 受 給 す る 場
合 等、別 途 法 令 に 定 め が あ る 場 合 は そ れ ぞ れ の 法 令 に よ る も の と する。

5 利用 料 は 暦 月 に よ っ て、月 額 利用 料 を 毎 月 支 払 う も の と し、利 用 開 始 又 は 利 用 終 了 に
伴 っ て 1 か 月 に 満 た ない 期 間 を 利 用 し た 場 合 等 は、日 割 り 計 算 に よ っ て 計 算 す る も の と する。

6 ホーム の 利用 者 は、月 額 利用 料 を 翌 月 20 日 から 月 末 ま で に、施 設 に、現 金 又 は 自 動 口
座 振 替 (2 7 日)で 支 払 う も の と する。

7 事 業 所 の 利用 料 は、利 用 ご と に 支 払 う も の と し、当 該 利用 料 を 施 設 の 定 め る 期 日 ま で
に 支 払 う も の と する。

第 7 章 ホーム 利用 に あ た っ て の 留 意 事 項 及 び 職 員 の 義 務

(自 己 選 択 の 生 活 と 共 同 生 活 へ の 尊 重)

第 27 条 利用 者 は、自 ら の 希 望 と 選 択 に 基 づ き 自 ら の 生 活 を 送 る こ と を 原 則 と する が、共
同 生 活 である こ と を も 深 く 認 識 し、ホーム の 秩 序 を 保 ち 相 互 の 親 睦 に 努 め る も の と する。

(外 出 及 び 外 泊)

第 28 条 利用 者 は、外 出 (短 時 間 の も の は 除 く)ま た は 外 泊 し よ う と する 時 は、そ の 前 日
ま で に、そ の 都 度、外 出 ・ 外 泊 先、用 件、ホーム へ 帰 着 す る 予 定 日 時 等 を 施 設 長 に 届 出 る
も の と する。

(面 会)

第 29 条 利用 者 が 外 来 者 と 面 会 し よ う と する 時 は、外 来 者 が 玄 関 に 備 え つ け の 台 帳 に そ の

氏名を記録するものとする。施設長は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。面会時に持参した物品、食品、薬等は、必ず職員に伝えるものとする。

(健康留意)

第30条 利用者は努めて健康に留意するものとする。ホームで行う健康診断は特別の理由がない限り、これを受診し、予防接種も受けるものとする。

(衛生保持)

第31条 利用者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、また、施設に協力するものとする。

2 入居にあたって、感染症、害虫の館内持込防止等環境衛生保持のため、衣類・家具等持込品については、事前に指定業者による殺虫・消毒処理を受けなければならない。

3 施設長、医師、看護師、その他の職員及び衛生管理者は、次の各号の実施に努めなければならない。

- (1) 衛生知識の普及、伝達
- (2) 原則年2回の全館防虫防鼠消毒及び年1回の大掃除
- (3) その他必要なこと

(感染症対策)

第32条 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね月に1回開催する。

(2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、前号の対策委員会にて随意見直すこと。

(3) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修会を定期的で開催する。

(4) その他関係通知の遵守、徹底

(介護事故発生時の対応及び防止等)

第33条 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに関係機関、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

2 事故は発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

4 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じるとともに職員に周知徹底するものとする。

5 事故発生の防止のための委員会を整備し、事故対応マニュアルを策定するとともに定期的な研修を行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第 34 条 ホームは虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

(2) ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年 2 回以上)実施すること。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(施設内の禁止行為)

第 35 条 利用者及び職員は、施設内で次の行為をしてはならない。

(1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。

(2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の権利・自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、排撃したりすること。

(3) 指定した場所以外で火気を用いること。

(4) 健康増進法に則り、所定場所以外での喫煙をすること。

(5) ホームの秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

(6) 故意又は無断で、ホームもしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。

(秘密の保持)

第 36 条 施設は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、及び別に定める文書(情報提供同意書)により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿する。

2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員ではなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

第 8 章 非常災害対策

(災害、非常時への対応)

第 37 条 施設は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

2 施設は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災担当職員を定め、具体的な消防計画等の防災計画をたて、計画に基づいて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を実施するものとする。

3 利用者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、職員に事態の発生を知らせるものとする。

4 施設の火災通報装置は、煙感知及び熱感知によって、自動的に全居室に設置するスプ

リンクラー装置を作動させるものとする。

5 備蓄食料品は、3日間（～5日間）とする。

第9章 その他の運営についての重要事項

（身体拘束等）

第38条 ホームは、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には家族の「利用者の身体拘束に伴う申請書」に同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができる。

（利用資格）

第39条 施設の利用資格は、要介護認定にて要介護と認定され、本施設の利用を希望する方であって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる利用者及びその他法令により入居できる利用者とする。

2 厚生労働省制定の緊急度判定基準において対象者と認定され、ホームの入居判定委員会にて入居と判断された者で、居室の状況に適応する方より入居する。

（内容及び手続きの説明及び同意、契約）

第40条 利用にあたっては、あらかじめ、入所申込者及びその家族に対し、運営規程、重要事項説明書、契約書及び別紙を交付して説明を行い、入所申込者との合意の上、契約書を締結するものとする。

（施設・設備）

第41条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が利用者と協議の上決定するものとする。

2 利用者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占用してはならないものとする。

3 施設・設備等の維持管理は職員が行うものとする。

（葬儀等）

第42条 死亡した利用者に葬儀を行う方がいない時及び遺留金品がある場合は、施設長は、老人福祉法第11条2項の規定及び「岐阜県老人福祉施設事務処理の手引き」を準用し、関係区市町村と協議して葬儀及び所要の引渡し等を行うものとする。

（苦情対応）

第43条 利用者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合施設は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、利用者またはその家族に報告するものとする。

なお、苦情申立窓口は、別紙【重要事項説明書】に記載された通りである。

(介護サービス情報の公表)

第 44 条 社会福祉法第 24 条等及び介護保険法に則り、県民が社会福祉法人 恵雄会が提供するサービスを安心して利用できるよう理解と信頼を促進するため、介護サービス情報の公表を法人・施設のホームページ等において行うものとする。

第 10 章 雑則

(委 任)

第 45 条 この規程の施行上必要な窓口については、施設長が別に定める。

(改 正)

第 46 条 この規程の改正、廃止するときは社会福祉法人 恵雄会理事会の議決を経るものとする。

附則

(施 行)

この規程は平成 20 年 5 月 15 日から施行する。

(施 行)

改正後のこの規程は平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

改正後のこの規程は令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

改正後のこの規程は令和 3 年 4 月 16 日から施行する。

改正後のこの規程は令和 3 年 5 月 16 日から施行する。

改正後のこの規程は令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

改正後のこの規定は令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

改正後のこの規定は令和 6 年 3 月 14 日から施行する。

